

令和2年度 松戸市障害者計画推進協議会（案）

第1回 障害者計画策定部会

日時：令和2年7月9日（木）

午後6時30分から午後8時30分まで

場所：松戸市役所 新館7階 大会議室

1 開会

2 委嘱状交付

3 福祉長寿部長挨拶

福祉長寿部長：皆様、こんばんは。本日はお忙しい中、また夜分足元の悪い中、松戸市障害者計画推進協議会障害者計画策定部会にご出席をいただきまして、大変ありがとうございます。ただ今、司会よりお話がありましたように、今回のコロナ渦の状況におきまして、感染防止対策の一環として本来であれば委嘱状を手渡しさせていただくところでございますが、簡略させていただいたことにつきましてご理解をいただければと思います。また、委員の皆様におかれましては、本市の障害福祉行政に多大なるご理解、ご協力そしてご尽力をいただいておりますこと、心から感謝を申し上げます。

さて、この障害者計画推進協議会は障害者基本法に基づく法定協議会でございます。市は、障害者計画を策定するにあたりまして、本協議会の意見を聴かなければならないとされているほか、本協議会で協議する事項として、障害者施策の推進についての調査、審議、そして障害者施策の実施状況の監視等が定められております。

本日開催いたします、松戸市障害者計画推進協議会の障害者計画策定部会につきましては、この協議会の条例に基づいて設置をされるものでございまして、計画策定に必要な事項についてより効率的に、かつ円滑にご検討いただき、ご意見、ご指摘をいただくために協議会の専門部会として発足したものでございます。現在、松戸市の障害者計画は第2次計画となっております、平成25年度から令和2年度までの8年間を計画期間としております。また、第5期松戸市障害福祉計画、第1期松戸市障害児福祉計画は平成30年度から令和2年度までの3年間を計画期間としております。今年度は3つの計画の見直しの年度でございます。

次期計画策定におきましては、社会情勢の変化、あるいは法制度の改正等柔軟に対応するために、また、県の計画などとの整合性を図るために、この3つの計画を一体的に策定いたしまして、今後の国の基本指針に合わせて改正をしていくことを考えております。昨年度は、次期計画策定の基礎資料とするため3,000人の市民を対象とした市民アンケート調査を実施したところでございます。今年度につきましては、障害福祉サービス事業所に対するアンケート調査を実施するとともに、障害者関係団体に対してヒアリング調査を実施する予定でございます。

本策定部会におきましては、これらの調査結果とこれまでの施策の進捗状況などにつきまして、事務局からご報告するとともに、次期計画の内容をご審議いただくための資料についてご提示を

させていただきます。委員の皆様におかれましては、事務局が提示いたしました内容につきまして網羅的に検証していただき、必要な改善策についてご検討いただいたものを次期計画に反映してまいりたいと考えております。

本策定部会は本日より8月、10月と3回にわたり、非常にタイトなスケジュールとなっておりますが開催する予定でございます。計画策定は委員の皆様の積極的なご議論があつて初めて実現できるものと考えておりますので、今後ともご協力のほどどうぞよろしくお願い申し上げましてご挨拶とさせていただきます。本日は大変ありがとうございます。

4 委員自己紹介

出席委員の自己紹介を行う。

5 会長・副会長の選出

6 議題・報告

議題1 松戸市障害者計画の概要と今後の策定部会の進め方について

大野部会長：議題1、「松戸市障害者計画の概要と今後の策定部会の進め方」について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局：では、「松戸市障害者計画の概要と今後の策定部会の進め方」について、ご説明申し上げます。お手元に事前に送らせていただきましたA4縦版の資料1をご用意ください。資料の表紙下2ページでございます、図をご覧ください。

松戸市障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画の位置づけからご説明いたします。現行の第2次障害者計画、第5期障害福祉計画、第1期障害児福祉計画は、市の最上位計画である松戸市総合計画と、福祉の上位計画である松戸市地域福祉計画の分野別計画として定めているものでございます。また、障害者計画と障害福祉計画・障害児福祉計画の関係を申し上げますと、障害者計画は上位計画であり、市の総合的な障害者施策について定めているものでございます。一方で、障害福祉計画、障害児福祉計画は下位計画にあたり、より具体的な障害福祉サービス等の提供体制などについて定めているものでございます。また、高齢者、子ども、健康など、他の分野別計画とも施策連携をとっている関係にございます。

次に、3、4ページをお開きください。

事前に配布しました、第2次障害者計画についてです。本計画は、障害者基本法第11条第3項に基づき、市の障害者施策の総合的かつ計画的な推進を図るための理念や取組施策、事業を定める計画でございます。現行の計画は、「ふれあい・認め合い、支えあい」「～交流を通して、相互に尊重し、共に生きる～」を基本理念として、推進しているものでございます。本計画の将来像として、「障害のある人もない人も誰もが自分らしく、お互いの存在を認め合い、安心して暮らせるまち」にすることを目指しております。福祉分野のみならず、教育、保健、就労、スポーツ、

まちづくりなど、様々な分野を対象にした計画でございまして、計画の構成は計画実現のために5節14項目の施策を体系化し、中でも特に力を入れるべき事業として、「相談支援体制の充実」「就労の支援」「災害時における支援体制の整備」の3項目を重点事業として定めております。

次に、5、6ページをお開きください。

「第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画」についてです。

本計画は、障害者総合支援法第88条と、児童福祉法第33条の20に基づき策定しており、本市の計画は、ここからここまでが障害福祉計画、ここからここまでが障害児福祉計画というかたちではなく、全体を通して一体となった計画としております。基本理念と将来像は、上位計画である「障害者計画」と同一の理念を掲げております。

計画の構成は、「障害のある方の地域生活を支援するためのサービスの種類ごとの必要量の見込みや、その確保のための方策」、「国の基本指針により定めた成果目標」について記載をしております。

さらに、市が独自に設定した重点施策を掲載しており、「障害のある人への理解の促進・障害者が安心して生活できる地域づくり」「医療的ケア児等支援のための体制づくり」「地域共生社会の実現に向けた取組み」の3つの施策を重点として掲げております。

次に、7、8ページをお開きください。

上の表は、国、県の計画と本市の計画の策定期間等について記載したものでございます。本市の障害者計画は、平成25年度から令和2年度までの8年間、障害福祉計画と障害児福祉計画は、平成30年度から令和2年度までの3年間を計画期間としており、今年度は3つの計画の最終年であり、来年度は3つの計画のスタートとなる年でございます。そこで、次期計画におきましては、社会情勢の変化や法制度の改正等に柔軟に対応するため、また県の計画などとの整合性を図るために、3つの計画を合わせて1つの計画として策定し、今後は、国の基本指針の改正に合わせて策定していくことを考えております。

次に、9、10ページをお開きください。

次期計画策定に係る体系図とスケジュールでございます。

本策定部会は、本日と8月、10月の3回、開催を予定しております。それぞれの会議におきましては、次期計画に様々な方のご意見を反映させるために、市民アンケート調査、障害福祉サービス事業所調査、障害者関係団体ヒアリングの結果について、事務局よりご報告をいたします。

また、次期計画策定のための検討資料として、現行計画の進捗状況や評価、課題、次期計画の構成や体系についてご提示をいたします。これらについて、委員の皆様よりご意見、ご指摘を頂戴したいと考えております。

さらに、11月に開催いたします本策定部会の上位の会議体である、「松戸市障害者計画推進協議会」に対して、計画の素案について、部会長よりご報告をいただくことを考えております。本策定部会及び推進協議会にて、ご審議いただきました計画案は、11月末ごろに市長に対して答申いただく予定でおります。そして、市長答申後、パブリックコメントや地域自立支援協議会でのご意見を踏まえ、来年3月末に市議会の承認を得て、計画決定とさせていただきたいと考えております。

以上、簡単ではございますが、ご説明とさせていただきます。

大野部会長：ありがとうございました。ただ今の報告につきまして、ご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。なお、ご発言の際にはマイクのボタンを押して、お名前をおっしゃってから発言をしていただきますようお願い申し上げます。

藤内委員：松戸歯科医師会の藤内です。今大流行しているコロナのことですが、市民アンケート調査後に流行ってしまったので、多分市民アンケート調査にはまったく盛り込んでいないと思います。その辺は計画に盛り込んでいく予定はあるのでしょうか。

事務局：ご質問ありがとうございます。次期計画に感染症対策の取組みを記載することについて、事務局としても考えております。今回の計画体系には明示しておりませんが、事務局側としては議題4のほうで、また詳しく説明させていただきたいと思います。

事務局：発言をつけ加えさせていただきます。資料1の9ページに体制図があるのですが、この体制図の中の下のファイルのようなかたちになっているところが4つございます。こちらの左から2番目に「障害者計画策定のための障害福祉事業所調査」というものがございます。実は現在、障害福祉サービスの事業所に対してアンケート調査をしているところでございます。こちらにつきましては、コロナの影響について事業所はどのようなことに困っているのかということについてアンケートに載せることが間に合いましたので、次回の会議以降にご報告をさせていただきたいと考えております。具体的なコロナのことについてどのように次期計画に載せるのかということについては、議題4のほうで詳しくご説明させていただきます。

大野部会長：ありがとうございました。他にはよろしいでしょうか。

滝本委員：滝本と申します。コロナの件でお話がありましたので、次に出てくるのだとは思いますが、4ページの重点事業の中で3として「災害時における支援体制の整備」とあります。コロナというのは災害として考えるのでしょうか。それとも違うものと考えているのでしょうか。よく新聞などを見ていますと、例えば先日、朝日新聞に視覚障害者の方が全然対応できていないという記事が載っていました。支援する人がコロナにうつることを心配してしまって全然対応してくれないという記事などもありました。支援体制を整備したのだけれど、それが機能しなくなった場合はどうしたらいいのか、どういったことをやるべきなのかということまで私は突っ込んでいかないと、体制はこうしました、でも体制は機能しませんということになったらいけないので、次にコロナについていろいろお話されるそうですが、そこまで入り込んでやっていただければと思います。

事務局：ありがとうございました。おっしゃるとおりでございます。「災害時における支援体制の整備」という、この重点項目のところに割り込むのか、それともこれは議題4のところでお話するところかもしれないのですが、事業所としてどのように対策をしていくのかと、やはり感染をもしし

てしまった場合、重症化しやすい重心のお子さんや重心の障害者の方、医療ケア児の方など、そういった方に対しての対策を行っていくのかという、それぞれの対策の仕方は異なるかと思えますので、どのようなところでそれを計画に盛り込んでいったらよいのかということにつきまして、ご意見を頂戴できればと思っておりますので、よろしく願いいたします。

大野部会長：ありがとうございました。今お話があったように、おそらく今日の議題の中心は3と4になると思います。そこでの議論も合わせてお願いしたいと思います。

議題2 松戸市における障害者・児の現状

大野部会長：それでは、続きまして議題2に移りたいと思います。松戸市における障害者・児の現状について、事務局よりご報告をお願いいたします。

事務局：続きまして、議題2についてご報告いたします。

資料2「松戸市における障害者・児の現状」をご用意ください。事前にご送付させていただきましたA4縦のものになります。

こちらは、市の人口や障害者手帳所持者数等について、現行の第2次障害者計画策定時に基準値として平成23年度と、令和元年度の数値を比較したものと、直近4年間について比較したものでございます。

まず、1ページをご覧ください。

市の総人口と障害者手帳所持者の推移です。計画策定時基準値とした平成23年度から令和元年度までの8年間で、障害者手帳所持者数は、16,669人から20,837人と4,168人増加しております。また、増加割合を比較しますと、総人口は2.2%増であるのに対して、障害者手帳所持者数は25%増となっております。8年前と比較して、手帳所持者数が増加しているという状況は、障害福祉サービスの供給体制の整備や、公共交通機関の料金減免等、障害者手帳所持者に対する公的・民間両面でのサービスの充実が、手帳の取得を促しているという背景もあるものと考えております。

続きまして、2ページをお開きください。

障害者手帳には、身体・療育・精神の3種類がございます。こちらは、それぞれの所持者数を経年比較したものです。

平成23年度の手帳所持者数は、身体・療育・精神の順に多かったのですが、直近の令和元年度では、精神障害者保健福祉手帳の所持者数が、療育手帳の所持者数を超えており、身体・精神・療育の順となっております。

3障害ともに、平成23年度に比べ増加傾向にあります。身体障害者手帳所持者は7.8%増と、おおむね横ばいといってよい状況であるのに対し、療育手帳所持者は、約1.5倍、精神障害者保健福祉手帳所持者は約2倍という大幅な増加となっております。

続きまして、3ページをお開きください。

①は、身体障害者手帳所持者数の年齢別の割合についてです。65歳以上の方の占める割合がもっとも多く、平成23年度は58.9%であったのに対し、令和元年度では68.9%と、全体の7割に

近づいている状況が確認できます。なお、②の等級別の割合と、③の障害の種類別の割合については、大きな変動はございませんでした。

続きまして、5ページをお開きください。

①は、療育手帳所持者数の年齢別の割合についてです。平成23年度と令和元年度について、18歳未満と18歳以上で比較いたしますと、18歳未満は758人から1,487人と96.2%増と約2倍近くの増加となりますが、18歳以上は1,575人から1,997人の26.8%の増加と、その増加率に大きな開きがございます。こういった状況には、乳幼児健診等を受けて、発達面への関心が深まり、医療機関を受診するケースが増加し、その結果、障害の早期発見と早期療育につながったという要因が存在しているものと推測されます。なお、②の程度別の割合については、大きな変動はございませんでした。

続きまして、6ページをお開きください。

①は、精神障害者保健福祉手帳所持者数の年齢別の割合についてです。平成23年度と令和元年度について比較いたしますと、18歳未満は31人から90人と約3倍近くの増加となり、18歳以上は2,091人から4,107人と約2倍となっており、いずれも大幅な増加となっております。②の等級別の割合については、大きな変化はございませんでした。

続いて、7ページをお開きください。

自立支援医療（精神通院医療）につきましても、平成23年度が4,900人であったのに対して、令和元年度末においては、7,218人と8年間で2,318人増加しており、同じく増加傾向にございます。これらの増加は、精神医療に対する社会的認知度の高まりが、大きな要因になっているものと考えられます。

続きまして、8ページをお開きください。

市の18歳未満の総人口と障害児の推移です。平成23年度から令和元年度までの8年間で、障害児は1,131人から1,890人と759人増加しております。また、増加割合を比較しますと、総人口は7.5%減であるのに対して、障害児数は67.1%増となっております。

続きまして、9ページをお開きください。

障害児について、平成23年度と令和元年度を比較いたしますと、身体障害児は8.5%減と減少傾向であるのに対し、知的障害児は約2倍、精神障害児は約3倍と、大幅な増加となっております。先ほど、障害者全体の療育手帳障害者数の推移でも申し上げましたが、乳幼児健診等を受けて、発達面への関心が深まり、障害の早期発見と早期療育につながったという要因が存在しているものと推測されます。

続きまして、10、11ページは、障害児の3障害別の平成23年度と令和元年度の比較となりますが、大きな変化は見られませんでした。

続きまして、12、13ページをご覧ください。

市の人口推移と障害者手帳所持者数の令和5年度までの将来推計です。総人口については、今後も緩やかな増加が見込まれますが、18歳未満の人口は今後も増加が見込まれます。障害者手帳所持者数につきましては、障害者、障害児ともに増加が見込まれます。

最後に、14、15ページをお開きください。

「障害福祉サービス支給決定者の状況」と「障害支援区分認定者の状況」につきまして、平成23

年度とここ数年の推移を示している資料でございます。障害者、障害児ともに、サービス支給決定者数、各区分認定者数は増加傾向でございます。こちらの増加も、先ほど申しあげました3障害の手帳所持者数の増加要因と同様の理由が要因となっているものと考えられます。

「松戸市における障害者・児の現状」につきましては、以上でございます。

大野部会長:ありがとうございました。「松戸市の障害者・児の現状」についてのご報告でございました。ただ今のご報告につきまして、ご質問、ご意見等ございましたらお願いいたします。議題1の現行の計画、それから議題2の松戸市の現状をご説明いただきました。

議題3 第2次松戸市障害者計画の概要と進捗状況について

大野部会長:では、議題3の「第2次松戸市障害者計画の概要と進捗状況」について、事務局からご説明をお願いいたします。

事務局:議題3、「第2次松戸市障害者計画の概要と進捗状況」について、ご説明をいたします。

まず、現行の第2次松戸市障害者計画についてのご説明となります。お手元にご用意いただきたい資料が、資料3-1、資料3-2、事前に配布いたしました現行の「第2次松戸市障害者計画」をご用意ください。

まず初めに、現行の計画です。冊子の39ページをお開きください。

39ページに計画の体系が書かれております。こちらが先ほど議題1にて障害福祉課長よりご説明しましたとおり、第2次松戸市障害者計画は、福祉分野のみならず、教育、保健、就労、スポーツ、まちづくりなど様々な分野を対象にした計画でございまして、ご覧のとおり、5節14項目の施策として体系づけられております。

資料を少し戻していただきまして、30ページをお開きください。

松戸市障害者計画は、そのうちの3項目を重点事業として位置づけております。30ページの「相談支援体制の充実」、32ページの「就労の支援」、34ページの「災害時における支援体制の整備」の3項目を重点事業として位置づけております。

続きまして、A3版の資料3-1「第2次松戸市障害者計画の体系・進捗状況一覧」をお手元にご用意ください。

この一覧表は、現行の第2次障害者計画策定時の平成23年度、中間年にあたる平成28年度、直近の令和元年度における各施策の進捗状況を示したものでございます。一覧の真ん中に太枠で示された部分は、それぞれの施策についての目標値と達成状況の評価を記載しております。その隣の欄には、関連する「市民アンケート調査結果」を記載しております。一番右の欄に、各施策の評価と課題について記載をしております。

資料をめくっていただいて、2枚目の左下に評価基準と指標の達成状況について記載をいたしました。15項目のうち、すでに目標に達した「A」の数が2つ、目標に達していない改善傾向「B」の数が8つ、悪化「C」の数が5つといたしました。

委員の皆様には、こちらの事務局案につきまして、後ほどご意見、ご指摘をお願いいたします。

それでは、資料を1枚目にお戻しいたきまして、項目ごとに指標の達成状況と評価についてご説明いたします。

第1節、項目1「市民意識の醸成」では、指標を市民アンケートで「障害がある人に対する差別・偏見がある」と回答した人の割合としており、数値は表のとおりとなっております。この項目の評価としては、身体・知的・精神のいずれの数値も回答者の約半数以上が差別・偏見について「ある」と回答しており、計画策定時より状況は悪化しているため「C」といたしました。課題としては、今後も障害に対する理解を促進するために、障害のある方との交流や触れ合いの機会を通じて、互いの違いや特性を理解する取組みを継続していく必要があるといたしました。

次に、項目2「福祉に関する教育の充実」では、指標を市民アンケートで「障害がある人に対する差別・偏見がある」と回答した人のうち、20歳代の割合としており、数値は表のとおりとなっております。この項目の評価として、身体・知的・精神いずれの障害に対しても「ある」と回答した人が減少しております。若い世代の方については、数値が改善していることは読み取れました。学校教育等での周知・啓発の効果が現れているものと考えられ、評価は「B」といたしました。

次に、項目3「地域ボランティア活動の推進」では、指標を市民アンケート「ボランティア活動に参加したことがある人」の割合としており、数値は表のとおりでございます。この項目の評価として、「ボランティア活動に参加したことがある人の割合は、計画策定時よりも減少傾向となり、現況としては悪化「C」といたしました。また、市民アンケート結果では、地域ボランティア活動へ参加しない理由として、「参加するきっかけがない」や「情報が得られない」などがあり、このことにより、課題としては、「地域ボランティアに関する情報や活動の機会を積極的に提供する方法の検討が必要である」といたしました。

次に、項目4「障害の早期発見と早期治療」では、指標を「乳幼児健診の受診率」としており、数字は表のとおりでございます。この項目の評価として、「令和元年度は新型コロナウイルス感染拡大の影響により、受診を控えた方がいらした影響で目標値に達しないものもございました。しかし、計画策定時と比較しますと、いずれも高い数値となっており、障害の早期発見、適切な療育につなげる役割を果たしていると思われ、評価は「B」といたしました。

次に、項目5「障害に応じた療育」は、計画策定時に指標設定をしておりませんでした。評価と課題については、記載のとおりでございます。

次に、項目6「特別支援教育の充実」では、指標を市民アンケート「障害のある児童の将来の日中の過ごし方」について、「わからない」、「無回答」と回答した人の割合としており、数値は表のとおりでございます。この項目の評価として、市民アンケートでは、障害のある児童の将来の日中の過ごし方が「わからない」、「無回答」と回答した人の割合が計画策定時より増えており、目標値とはかい離がございますため「C」といたしました。この数値の理由として、計画策定時と比較して、障害のある児童・生徒の進路の選択肢も8年前よりは増えておりますので、その可能性が広がったことも、「わからない」と回答した人の数値に影響しているものと考えております。

資料をめくっていただいて、裏面をご覧ください。

項目7、重点事業の「障害のある人の就労の支援」では、指標を「松戸市内の障害者法定雇用率達成企業の割合」と「松戸市役所の障害者の雇用率」としており、数値は表のとおりとなっております。この項目の評価として、「松戸市内の法定雇用率達成企業の割合は、目標値達成には至らなかったが、着実に進んできている」、「松戸市役所の障害者の雇用については、法定雇用率に基づく法定雇用障害者数を達成することができた」、「現在の取組みを継続しつつ、障害者の就労促進に向け、企業における障害への理解や就労環境の改善等働きかけが必要である」とし、評価は「B」といたしました。

項目8「スポーツ・文化活動野支援」では、指標を市民アンケート「この1年間で趣味や学習、スポーツ等をした障害のある人」の割合としており、数値は表のとおりでございます。評価として、「計画策定時、中間年より少し増加したが、目標値には至らなかった。今後も障害者の方が参加しやすい場の提供や周知を図っていく必要がある」とし、評価は「B」といたしました。

第4節、項目9「障害の原因となる傷病の予防と治療」では、指標を「特定健康診査の受診率」としており、数値は表のとおりでございます。なお、特定健康診査とは、国民健康保険加入者40歳から74歳を対象とした健診のことです。この項目の評価として、「特定健康診査の受診率は、目標値には達していないが、増加しており、今までの取組みの成果が出てきている。今後も引き続き、障害や病気の早期発見、早期治療に向けた保健事業の取組みが必要である」とし、評価は「B」といたしました。

項目10「障害福祉サービスの充実」では、指標を市民アンケート「ヘルパー等の介助を受けるうえで、困難や苦労があるのはどういうことですか」との問いに対し、「特に問題がない」と回答した障害のある人の割合としており、数値は表のとおりでございます。この項目の評価として、アンケートでヘルパー等の介助を受けるうえで、困難や苦労のない人が計画策定時に比べて少し増えましたが、中間評価時より減少しており、評価は「B」といたしました。課題としては、「高齢化が進んでいる中で、介護者の負担軽減を図る中でも、障害福祉サービスの充実を図っていく必要があり、今後も継続して、福祉人材の育成やスキルアップ研修、障害福祉サービス事業者への適切な情報提供を行っていく必要がある」といたしました。

次に、項目11「生活の安定のための支援」は、計画策定時の指標設定をしておりませんでした。評価と課題は、記載のとおりでございます。

項目12、重点施策の「相談支援体制の充実」では、指標を市民アンケート「基幹相談支援センターを知っている」、「ふれあい相談室を知っている」と答えた障害のある人の割合としており、数値は表のとおりでございます。評価として、「それぞれの認知度は、計画策定時より知っている人の割合は減少しており、また目標値ともかい離しているため、十分に周知されていない」、「個々の障害のある人のニーズや実態に応じて適切な支援が行えるよう、相談機関の周知方法について検討していく必要がある」とし、評価は「C」といたしました。

第5節、項目13「生活しやすいまちづくり」では、数値は表のとおりでございます。評価として、「鉄道駅のバリアフリー化率は目標を達成することができたが、道路のバリアフリー化地区別完了率については、目標値に至らなかった。令和元年度より3地区目に着手しているところであり、少しずつではあるが取組みは進んでいる」といたしました。評価は「B」といたし

ました。

項目 14、重点施策「災害時における支援体制の整備、防犯、防災対策」では、「安心安全メールの登録者数」を指標としており、数値は表のとおりでございます。評価として、「安心安全メールは登録者数について、目標値を達成できた」とし、評価は「A」といたしました。

最後に、この一覧にて、オレンジ色に塗られております、計画の3つの重点事業につきまして、具体的な取組み内容をもう少し詳しくご報告いたします。

資料3-2「松戸市障害者計画進行管理票」をお手元にご用意ください。

資料の37ページをお開きください。

1つ目の重点項目「相談支援体制の充実」について詳しく書かれたものになっております。資料をご覧くださいますと、平成18年度に障害の垣根を超えて総合的に対応する「ふれあい相談室」を、平成25年度には、日常生活で生きづらさを感じている方への相談へワンストップでの対応を行う「基幹相談支援センター」を設置いたしました。

38ページをお開きください。

平成28年度には、障害種類ごとの専門性を活かした身近な相談の場として「ハートオン相談室」3か所を設置いたしました。松戸市では、この5か所に業務を委託し、障害のある方の相談支援体制の強化を図ってきました。

続きまして、同じ38ページの右側の列のうち、「高齢者支援課」とある項目をご覧ください。

平成30年度より、障害福祉分野独自の取組みに加え、地域共生社会の実現に向けた取組みといたしまして、高齢者支援課が設置した「福祉まるごと相談窓口」と「在宅医療・介護連携支援センター」においても、障害に関する相談に対応できる体制を整えております。今後は、地域包括ケアシステムの実現に向けて、障害福祉分野だけでなく、市全体としての相談支援体制の構築が求められていることから、それぞれの役割の見直しを検討しているところでございます。

次に、資料は戻りまして21ページをお開きください。

重点事業の2点目、「就労の支援」について、ご報告いたします。

就労支援・雇用の促進につきましては、上の表に記載がございますが、平成24年度より、障害者就業・生活支援センター「ビッグ・ハート」へ障害者就労支援事業を委託することにより、障害がある方の就労相談や職場定着支援の体制を整備しております。

21ページ下の(2)「就労支援体制の整備」とある表のうち、「障害福祉課」という項目をご覧ください。平成28年度からは、職場適応応援者「ジョブコーチ」を配置し、1人でも多くの職場定着者を出せるよう、企業等の職場と障害のある方ご本人の調整及びサポートを行っております。

続きまして、重点事業3点目の「災害時における支援体制の整備」に関しましては、担当課である地域福祉課と危機管理課よりご報告いたします。

事務局：「災害時要援護者支援体制の整備」における「避難行動要支援者避難支援対策」について、ご案内させていただきます。

計画の該当ページとしましては、34 ページと 35 ページとなります。

本制度の進捗といたしましては、平成 24 年度より、市内を 13 地区に分割して、名簿を整理してまいりました。

平成 24 年度より馬橋地区で開始し、「第 2 次松戸市障害者計画」が策定された平成 25 年度には、本庁、小金、小金原地区、以降、平成 26 年度から 28 年度は 3 地区ごとに整備を進め、平成 28 年度をもちまして、市内全域において、避難行動要支援者名簿が作成されたところでございます。

また、平成 29 年度からは、より多くの方へ制度を周知することを目的に、町会、自治会での回覧の実施、約 300 か所の障害者の通所施設、介護事業所へのポスター掲示等を実施することで、名簿登録を必要としている方への対応につなげております。

名簿登録の実績といたしまして、進行管理票の「平成 31 年度実績」に記載されている、令和 2 年 3 月 31 日現在では、全体の登録者数 5,767 名となっており、減少傾向にあります。減少している要因といたしましては、登録していただいている方々が高齢や、持病を抱えていることが多いことから、施設への入所や、亡くなってしまふケースが多いと推察しています。また、その登録者数のうち、障害をお持ちの方は 1,839 名で、全体の 31.8% となっております。併せて、平成 31 年度における町会、自治会、地区民生委員への名簿貸し出し団体数は 103 団体となっております。

今後の対策といたしましては、引き続き、制度の周知・啓発を図ることで、要支援者の登録につなげるとともに、町会、自治会をはじめとする避難支援者に、より名簿をご活用いただけるよう、去年の 11 月に「避難行動要支援者名簿活用の手引」を作成いたしまして、配布しているところでございます。これらを基に、地域の中での的確な避難誘導や、迅速な安否確認などにつなげられるよう、要支援者に係る避難支援体制の仕組みづくりを推進してまいりますので、今後ともご理解を賜りますようお願い申し上げます。

以上で説明とさせていただきます。

事務局：続きまして、危機管理課より、「災害時要支援者体制の整備」のうち、障害の特性に応じた福祉避難所の整備・運営についてご報告いたします。

はじめに、第 2 次松戸市障害者計画改定版 34 ページの重点施策 1、(2) をご覧ください。

災害時におきましては、高齢者や障害のある方の中で、特に配慮を要する方をいかにして迅速かつ円滑に支援するかが重要な課題であると認識しております。本市の現状といたしましては、市内小中学校を中心に 106 か所の施設を避難所として指定しております。

また、災害時に特に配慮が必要な方に避難いただく福祉避難所の整備を順次進めており、市内各老人福祉センターや 2 次福祉避難所に関する協定を締結させていただいております特別支援学校様、特別養護老人ホーム様などと連携をしております。

隣の 35 ページに福祉避難所の概要を記載しております。

災害が発生しますと、小中学校を中心とした避難所内に専用の福祉避難室を設け、一般の避難者とは別に避難していただくこととしております。福祉避難室につきましては、畳のある部屋や、トイレに近い部屋を設置し、設けることを想定しております。

福祉避難室に避難されている方の容態を確認しながら、より専門的なケアが必要な方がいらっしゃれば、市内各市民センター、老人福祉センターで構成される地域福祉避難所へ移送を行います。また、さらに専門的なケアが必要であれば、2次福祉避難所への移送を検討していく流れでございます。

福祉避難所の整備につきましては、備蓄や災害時の運営方法等含め、引き続き、各部、関係機関と連携を図りながら進めてまいりたいと考えているところでございます。

また、昨年度までの実績につきましては、資料3-2松戸市障害者計画進行管理票の46ページに記載しております。

平成31年度実績といたしまして、まつど特別支援学校、つくし特別支援学校様と避難所運営ゲームHUGと呼ばれる避難所の開設を模擬体験できる訓練を実施し、避難所における要配慮者への対応について、施設担当者と情報共有を行っております。

また、災害時要配慮者支援事業を、市と共同で行う小金原連合町会と小金原要配慮者支援会議を開催し、福祉担当課を交えて要配慮者支援方法を検討したところでございます。会議では、行政の横のつながりを強化し、災害時に迅速な対応が可能となるよう連携すること、地域との連携を密にし、さらなる防災体制の強化に努めていくことを共有いたしました。

加えて、実績に記載はございませんが、小金原連合町会との協働により、防災フェアを開催し、車イスに乗られている方や持病のある方など、災害時、特に配慮が必要な方にご参加いただき、災害時の行動や防災食などについて啓発を行ったところでございます。

今年度におきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、地域で防災訓練が実施できず、例年になく状況が発生しております。地震、風水害などの災害はいつ発生するかわからない中、訓練ができずとも、備蓄を用意したり、最寄りの避難所を確認することや、自宅で身の安全を図る練習をしていただくなど、今できる備えを継続的に周知しているところでございます。

災害時要援護者支援体制の整備におきましても、迅速かつ円滑な支援が可能となるよう、地域の方々、関係機関の皆様にご理解とご協力をいただきながら、引き続き、取組んでまいりたいと考えております。

以上、ご報告とさせていただきます。

大野部会長：ご報告、ありがとうございました。「第2次松戸市障害者計画の概要と進捗状況」についての説明でございました。ただ今の報告について、ご質問、ご意見ありましたらお願いいたします。

湯浅委員：湯浅です。先ほどの説明の中の、第2次松戸市障害福祉計画、資料3-1ですが、市民アンケートの「障害のある児童の将来の日中の過ごし方」です。私の娘も児童ですが、説明の中で「わからない」と答えた人の中で、この選択についてわからないのではないかと推測されるということでした。確かにそういったこともあるとは思いますが、当事者としては、やはり18歳以降の選択についての情報があまりないと強く感じます。周りのお母様たちとも話していても、高校を卒業したらどうなるのかということで話が終わってしまいます。高校を卒業した後の情報がほしいと思います。その辺りもご検討していただけますと大変うれしいです。

事務局：ご意見ありがとうございました。特別支援学校はそれぞれ小中高と上がっていくのですが、その後の日中活動の場というのが確かにおっしゃるとおりでございまして、様々な方からもご意見を頂戴しております。情報が保護者の方に入っていないという点について、どのように取組んでいったらよいか、計画の取組みの中で反映していけるように検討してまいりたいと思います。

大野部会長：他にいかがですか。

道塚委員：道塚です。地域ボランティア活動推進のところで、「参加するきっかけがない」、「情報が得られない」という記載がありました。今までの広報の仕方、連絡の仕方、それらはどのような手段で行われていたのでしょうか。また、災害が起きると社会福祉協議会が中心になってボランティアを受け入れる窓口があったりするのですが、ボランティアの窓口となる機関はどこになっているのか、そういったことを知りたいと思います。

事務局：ボランティアの登録をするところは社会福祉協議会になっております。また、養成講座等を行っているところも同じく社会福祉協議会になっております。資料3-2の管理票の6ページをご覧ください。6ページ以降、社会福祉協議会のボランティア等の市民の方の育成や、参加の促進についての取組みが記載されております。数としては、ボランティア派遣としては減っているところもございます。また、8ページの「障害者関係団体への支援」のところで、「健康福祉会館」の記載部分に障害者団体も入っておりますが、ボランティア団体も入っております。こういったところで、ボランティアの方の育成や情報提供などを行っている状況でございます。

道塚委員：あまりうまく拾えていないという印象があります。周知の仕方や広報の仕方をもう少し工夫する余地があるのではないかという印象があります。

事務局：はい。

大野部会長：ありがとうございます。

萩原委員：萩原です。重点施策のところではないのですが、障害者差別解消法の部分です。資料3-1の項目1にぶら下がっている「令和元年アンケート結果で、一番下の「・」です。「障害者差別解消法を知っており、内容を理解している」が8.8%というところですが、これを送っていただいたアンケートの概要版、ピンク色の52、53ページで、今ここに出てきているアンケートの、知っているか、知らないかというところの結果かと思われるのですが、差別解消法というのは差別はダメだよという以外に、合理的配慮というところが中心になっています。合理的配慮というところを求めたことがあるかどうかについては、53ページのアンケート結果に載っています。「知らなかった」が、障害者の方は73%、障害児になると少し減って64%となっています。差別解消法の仕組みとして、配慮を求める意思表示をしないといけないという仕組みになっているので、差別解消法自体というのを知ってもらうことと、後は合理的配慮の内容について知ってもらうこと

はセットとして周知させていかなければならないものだと思います。もちろんこれは障害者の側だけ知っていればよいというものではなく、合理的配慮をする側、障害をお持ちでない側のほう、配慮を提供する側のほうが知っていなければ意味のないものなのです。ここの部分の認知度というところは重点施策には挙がっていないのですが、共生社会を目指していく中では障害者理解というところは必須になってくると思います。この辺の周知の方法について検討いただきたいと思います。以上です。

事務局：ご意見ありがとうございます。現在、松戸市においては、障害者差別解消法、あるいは障害者虐待に焦点を絞った講演会を開催したり、また各種イベントの際に差別解消法に関するチラシを配布させていただくような方法で周知を図らせていただいているところですが、このアンケート結果からもわかりますとおり、先生のおっしゃるとおり、なかなか周知が図られていないという部分があると思います。今後、市と、また委託されている障害者差別相談センターとで協力しまして、ますます周知を図っていきたいと考えておりますので、ご理解のほど、よろしくお願いいたします。

萩原委員：ありがとうございます。私もいろいろところで解消法の話をしていただくのですが、やはり法律になってしまっているのがハードルが高い、特別なことという意味で強く捉えられているようです。合理的配慮というのも難しい言葉のように捉えられて、特別なことをやらなければならないと思っている方もいらっしゃいます。例えば視覚障害の方に点字で案内するといったことは、皆さん知っている部分だと思いますが、そのレベルではなく、もう少し踏み込んだ具体的な配慮という、これも配慮なんだというような簡単な気づきを得られるような事例というか、典型ではない、もう一歩具体的に踏み込んだもので、これでも配慮になるのだというところがわかっていくと、もっととっつきやすくなるのではないかという印象を個人的には持っておりますので、情報提供させていただきました。

事務局：ありがとうございます。松戸市障害者差別解消支援地域協議会で萩原委員にはそちらの委員にもなっていておりましたが、そちらの委員の皆様のお力添えもいただきながら、例えば事例集の作成などそういった踏み込んだ施策を展開していきたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

大野部会長：ありがとうございました。

滝本委員：滝本と申します。3-1の項目7の「障害のある人への就労の支援」という部分ですが、これは評価と課題の中で、「障害者の就労促進に向け、企業における障害への理解や就労環境の改善等働きかけが必要である」とあります。具体的にどのようなことをなさっているのか、なさろうとしているのか伺いたいと思います。私が前にいた職場に、あるとき視覚障害者の方がこられました。どうすればよいかわかりませんでした。企業における障害者の雇用率を上げるというのはよいのですが、どのような整備をすればよいのか、例えば視覚障害の方はこのような障害があ

るから、こういう部分でやってくださいよという、ある程度事例のようなものを設けておかないと、大企業などについては問題はないのだろうけれど、中小などになると例えば車イスの人がきたとしてもギリギリのところ、車イスで動くためのスペースをつくらなければいけないという部分があります。ですから、こういうことをするためにはこれが必要ですよといった事例をつくっておく必要があると思います。いきなり就労者を1人増やせ、2人増やせ、3人増やせではなく、こういうことをやってくれば、こういうことになりますから1人増えるようになりますよ、それを対応していただけるようなかたちで企業も対応をしていただきたいというように持っていくと少し違うのではないかと思います。

事務局：ありがとうございます。現在、就労支援部会で行っていることと、ジョブコーチ派遣事業という2点がご質問内容に該当すると思いますので、実践している実績をご報告させていただきます。

まず、ジョブコーチ派遣事業というのが、実際に障害者を雇用されたところにおいて、やはり定着が難しい、雇用主のほうで現状、このまま継続して雇うことが難しいといった課題があったときにお声をかけていただいて、ジョブコーチ、職場適応援助者という方を派遣させていただいて、雇用主と障害者の方の職場環境の改善というところのアドバイスなどをする、要は個別の対応をしているものが1つございます。また、就労支援部会において、企業向けの雇用セミナーというものを行っておりまして、それは本当に広くということにはなるのですが、実際に障害者を雇用したことがある、雇用している事業主の方へきていただいて、こういったような雇い方をしていますよという事例を雇用していない企業等に対し、発表していただくような場を設けています。そういったところで周知・啓発というものに努めております。

大野部会長：よろしいでしょうか。

岩橋委員：まず、1点質問をさせていただきます。資料3-1で、平成32年度を目標年度とする目標値を定めています。次の計画でも目標値は設定するのでしょうか。また、今それぞれ指標がありますが、この指標は変えずに次期計画でも推移が追えるようにするのか、それともちょっと使いづらい指標なので変えていくというような考えがあるのでしょうか。

事務局：ありがとうございます。次の計画につきましては、先ほど議題1のほうでも障害福祉課長のほうからご説明をしましたとおり、障害者計画と障害福祉計画、障害児福祉計画を一体的に策定しようと考えておりますので、この指標については、やはり見直しが必要だと考えております。

これから委員の皆様のご意見を伺いながら決めていきたいと考えているのですが、例えばですが、重点施策の就労のところ、裏面の2ページです。「就労の支援」の法定雇用率の達成の割合や、松戸市役所の雇用率になってはいるのですが、就労については福祉施設から一般就労への人数や、定着率が国のほうです。すでに成果目標として定められているものがございます。例えばなのですが、そういったものに入れ替えをしていくなど、次回会議くらいにご提案させていただきます。委員の皆様からご意見を伺いたいと考えております。

逆に、「市民意識の醸成」の「差別・偏見がある」といったようなアンケートにつきましては、

やはり重要な指標かと思っておりますので、引き続き継続していけたらよいかと思っております。ボランティア活動の参加率など、そういった部分については残していったほうがよいのではないかと考えております。また、改めてご提示をさせていただきたいと考えております。

大野部会長：よろしいでしょうか。

今成委員：今成でございます。重点事業1の「相談支援体制の充実」のところですが、この資料3-1の「相談支援体制の充実」のところを見ますと、まだまだ基幹相談支援センターやふれあい相談室など、松戸市でも障害福祉の中で比較的中核になる支援機関の認知度が低いのではないかと思います。ただ、私も日ごろ仕事柄これらの機関をのぞかせていただいておりますが、この数年間でふれあい相談室や基幹相談支援センター、あるいはハートオンですとか、松戸市さんの場合すごく重層的な相談支援体制が整備されてきたと実感しております。

ところが、やはり現場的にいわせていただきますと、まだまだマンパワーが足りなかったり、あるいは人口50万規模の松戸市においてまだまだたったこれだけかというくらい数的に少ないと私は思っております。例えば、分野は変わりますが、高齢者分野などはいわゆる地域包括支援センター、高齢者いきいきあんしんセンターさんなどは松戸市内に15か所ございます。もちろん高齢者の方の数と障害をお持ちの方の数は母数としては随分変わるのでしょうけれど、ただ、障害をお持ちの方、障害者手帳をお持ちの方、制度的に障害認定された方ばかりではなく、手帳をお持ちでない方、あるいは疾病障害はあってもなかなか制度利用につながらない方、中には障害や疾病が疑われる方も含めると、かなりの数が市内にいらっしゃるのではないかと考えております。

実際に障害が疑われる方、疾病が疑われる方も含めて、基幹相談支援センターさんやふれあい相談室さんなどが日ごろから対象枠を広げて活動していらっしゃると思っております。その中で、相談機関の周知方法について検討していくことは重要だと思うのですが、それだけではなく、まず数を増やすといったことも課題として検討していただきたいと思っております。せめて3環境区に1か所ずつくらいは基幹相談支援センター、あるいはふれあい相談室のような総合相談窓口や支援機関が設置されるようになっていただきたいと思っております。

事務局：ご意見ありがとうございます。自立支援協議会のほうからも同様の意見を頂戴しているところでございます。次年度以降、基幹相談支援センターを含めた委託相談支援機関の充実に向けて検討を進めてまいりたいと考えております。ご理解のほど、よろしくお願いいたします。

大野部会長：ありがとうございました。マンパワーの充実も合わせてご検討いただきたいと思います。では、時間も少なくなってきました。次に移らせていただきます。

議題4 次期計画について

大野部会長：議題4、「次期計画」について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局：では、議題4、「次期計画」についてご説明いたします。

お手元に資料4-1、4-2、第2次松戸市障害者計画をご用意ください。

まず、資料4-1をご覧ください。

議題1にて障害福祉課長より説明しましたとおり、次期計画は、障害者計画、障害福祉計画、障害児福祉計画の3つの計画を一体的に策定することをご提案させていただきます。その一体的にした場合の構成案です。

第3章の基本理念、将来像、基本目標につきまして、現行の障害者計画と変更していないことについてご説明させていただきます。

第2次障害者計画の26ページをご覧ください。

第2次障害者計画は、障害者基本法の理念に基づき、相互に個性の差異と多様性を尊重し、人格を認め合う共生社会の実現を目指すことを掲げ、取組んでまいりました。松戸市の総合計画が1年延長したことを受け、松戸市の基本構想は同じであり、次期計画の基本理念、将来像、基本目標につきましては、「地域・住民」「障害のある人」「行政」が一体となり、施策の推進に取り組むことが、引き続き重要であると考え、変更しておりません。

資料4-1に戻ります。

障害者計画を基本構成とし、大きく変更した点は2点ございます。

まず、1点目は、障害福祉計画・障害児福祉計画において、松戸市独自の重点施策を第4章の施策の体系に盛り込んでおります。盛り込んだ内容については、後ほど資料4-2でご説明させていただきます。

2点目は、第4章に盛り込んだ重点施策以外の障害福祉計画・障害児福祉計画を第5章に追加した構成となっております。

続きまして、第4章の施策の体系について、詳しくご説明させていただきます。資料4-2をご覧ください。

左側が現行の障害者計画です。右側が次期計画の体系の案です。また、一番左欄が国、市の関連施策をまとめた「国・市の方針」となっており、一番右欄が「市民アンケート調査の結果等を基にした今後の取組み」となっております。8月の会議では、この部分に、団体からの意見、事業所アンケート調査結果を追加する予定です。また、表の色づけにつきましては、黄色が変更していない施策・取組みで、緑が見直しを行った施策・取組み、赤が新規に追加した施策・取組みとなっており、赤い太枠が重点施策です。

次期計画の体系について、現行の計画が5節14施策、重点3施策であったのに対し、次期計画は4施策の新規追加と2施策見直しの、5節18施策、重点5施策をご提案いたします。次期計画につきましては、各節から1つ重点的に取り組む施策を出す構成しております。

まず、第1節の「共生社会の実現に向けたまちづくり」からご説明いたします。

第1節は、1施策見直し、2施策新規追加の4施策としております。

一番左の「国・市の方針」の「市の方針」をご覧ください。

現行の障害福祉計画・障害児福祉計画における松戸市独自の重点施策の1つとして、「1障害のある人への理解促進・障害者が安心して生活できる地域づくり」の具体的取組みとして、「障害者差別解消への取組みの推進」、「障害者虐待防止の推進」を掲げており、加えて、松戸市虐待防

止条例を今年度4月より制定し、今後も障害者への差別解消、虐待防止に力を入れていく方針でございます。また、成年後見制度につきましても、成年後見制度の利用の促進に関する法律が施行され、松戸市も今年度より中核機関を社会福祉協議会に委託し、高齢者支援課とともに成年後見制度の促進に向け取り組んでいるところです。

次に、一番右欄をご覧ください。

一方で、市民アンケート調査では、先ほどもお話が何度か挙がっておりましたが、議題3でも報告があったとおり、依然、差別・偏見があると思う方の割合は高く、障害者虐待についても通報義務があることを知らない方が6割いたことなども合わせ、引き続き、市民の障害への理解を深めていく必要があります。現行の計画では、「1 市民意識の醸成」、「2 福祉に関する教育の充実」に差別解消が包含されておりましたが、次期計画では、1、2を合体させ、「1 市民意識の醸成」をご提案させていただいております。また、現行の「3 地域ボランティア活動の推進」は、次期計画の「2 地域福祉活動の推進」へと名称を変更しております。差別解消・虐待防止の推進に加えて、成年後見制度の利用促進を推進するため、「3 権利擁護の推進」を新規に追加しております。

次に、「4 地域共生社会の実現に向けた取組み」についてご説明いたします。

現行の障害福祉計画・障害児福祉計画の重点施策の1つであり、市民アンケート調査結果より、地域共生社会の認知度は4割と低く、引き続き、高齢分野と連携して取り組む重要課題であることから、施策として新規追加をしております。「地域共生社会」について補足させていただきますと、「制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、つながることで住民一人ひとりの暮らし、生きがい、地域を共に創っていく社会」のことであります。

以上、2施策追加し、地域の体制づくりが盛り込まれていることから、第1節の名称を「相互理解の促進」から「まちづくり」に変更しております。

最後に、第1節の重点施策は、横断的な取組みが重要である「地域共生社会の実現に向けた取組み」としました。

続きまして、第2節についてご説明いたします。

第2節は、2施策文言の修正、1施策新規追加の4施策としております。現行の障害福祉計画・障害児福祉計画における松戸市独自の重点施策の1つとして、「医療的ケア児等の支援のための体制づくり」を掲げており、今までの実績として、「松戸市医療的ケア児の支援のための連携推進会議」を設置し、障害福祉サービス事業者が医療的ケア児の受入が可能となるよう、人材育成、研修等に取り組んでまいりました。今後も継続して検討していく必要があるため、新規施策に追加し、また、第2節の重点施策と考えております。

さらに、松戸市も平成30年度よりライフサポートファイルを作成し、支援が必要な子どもが抜け目なく、切れ目なく支援を受けられるような体制づくりを目指していることから、第2節の名称を「健やかな成長のための切れ目ない支援」に変更しております。

続いて、第3節についてご説明いたします。

第3節につきましては、現行と変更なく、2施策で実施していきたいと考えております。また、第3節の重点施策についても、引き続き、「障害のある人への就労の支援」にしております。法定

雇用率の改定に伴い、年々障害者の雇用者数は延びてきてはおりますが、松戸市の法定雇用率は千葉県内でも低く、企業への周知啓発は今後も必要であることや、障害のある方においては、多様な働き方ができるようになってきており、希望した働き方ができるように支援していく体制を推進していく必要があります。

続きまして、第4節についてご説明いたします。

現行の4施策と新規に「情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実」を追加し、5施策としております。追加した理由としましては、第4次障害者基本計画に記載されていることと、昨年度、松戸市手話言語条例を制定したことから、意思疎通支援の取組み及び多様な障害に応じた情報提供の充実に取組む必要があると考えているからです。また、先ほども藤内委員よりご質問いただきました新型コロナウイルスに関して、福祉分野に限らず戦々恐々としている状況ではございますが、感染症対策について、次期計画に取組みを記載することを考えております。今回、事務局案としましては、障害福祉サービス事業所側の対策として、「2 障害福祉サービスの充実」に、障害者側の対策として「3 生活の安定のための支援」に盛り込むことを検討しております。これにつきまして、ご意見がございましたら、後ほどお願いいたします。

戻りまして、第4節の重点施策については、引き続き、「相談支援体制の充実」にしております。

国の障害福祉計画に係る基本指針の見直しにおいても、「相談支援の充実・強化」が追加され、成果目標の対象となりました。本市の相談支援体制として、基幹相談支援センター、ふれあい相談室、ハートオン相談室を設置し、地域の相談支援体制の強化を図ってまいりましたが、市民アンケート調査では先ほどもご報告させていただいたとおり、やはり基幹相談支援センター及びふれあい相談室の認知度は低く、また、市内相談支援事業所も足りていない状況です。今後、地域生活支援拠点の整備を予定しており、地域で生活することを希望する方が継続できるよう、体制を構築するうえでも、現状の相談支援体制について見直しを行い、相談支援の充実・強化を図ることが重要と考えております。

続きまして、第5節についてご説明いたします。

第5節につきましては、現行と変更なく、2施策で実施していきたいと考えております。また、第5節の重点施策についても、引き続き、「防犯・防災対策」にしております。近年、台風などの災害が多く発生しており、さらに被害が甚大である傾向がございます。災害対策については急務であり、引き続き、取組んでいく必要がございます。

最後に、取組み内容、ここに明示させていただきましたものについてはあくまでも案であり、また、前の取組みをそのまま持ってきているものもございます。この他、追加したほうがよい内容等がございましたら、ご意見をお願いいたします。

以上、簡単ではございますが、ご説明とさせていただきます。

大野部会長：ありがとうございます。先ほどの議題3で出た意見をここに盛り込んでいただけるというのは前提としてよろしいですね。では、議題4のほうで、ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。

藤内副部会長：今、インターネット、ICT、SNS等を使って相談など、いろいろなことができるよ

うになっていますが、この計画の中にICTを利用して何かできそうなことがあるような気がします。その辺はお考えでしょうか。

事務局：ご意見ありがとうございます。ICT等の機器を使ってというところについては、「情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実」というところに該当してくるのかと思います。

藤内副部長：一応計画に入っているのでしょうか。

事務局：計画に入れていきたいというところで、施策には立てております。

萩原委員：萩原です。細かいことなのですが、基本的に重点施策の部分については、既存の計画を新しい案で引き継いでいるという理解はしているのですが、1点気になるところがあります。

成年後見と虐待防止の話なのですが、既存の今までの計画では4節の4で「相談支援体制の充実」という中で重点施策のほうに含まれていましたが、成年後見と虐待防止というのは、今度の新しい計画案だと1節の3項のほうの「権利擁護の推進」という独立の項目にはなっているのですが、重点施策から外れてしまっています。ここは私の立場からすると、重点施策をどこかに盛り込んでほしいなという思いがあります。特に虐待については、重大な権利侵害ですので一件も本来起こしてはならないことだと思います。振りわけというところで特に意見があるわけではないのですが、重点施策に盛り込んでいただきたいと思います。

事務局：ご意見ありがとうございます。これにつきましては、権利擁護というところも本当に大事な部分だと思っております。先ほど萩原委員より、地域共生社会の実現に向けて、権利擁護の推進というのは必要なものだとおっしゃっていただき、本当におっしゃるとおりだと思っております。ただ、今回の第1節に挙げた「共生社会の実現に向けたまちづくり」という中では、権利擁護のところが大前提というところがあり、また、第1節の各項目から1つの重点項目を取り上げたいというところで考えたところもございまして、「地域共生社会の実現に向けた取組み」を重点にしようというところを事務局案として提示させていただきましたが、今回、ご意見をいただきましたので、またこちらにつきましては検討させていただきたいと思います。

道塚委員：道塚です。重点に「障害のある人への就労の支援」と書いてあるのですが、障害者雇用の中で正規雇用になっている人は、パーセンテージとしては低いのではないかと思います。要するに、半年とか1年で継続的に契約をして就労してもらおうということで、社会保障の制度からかなり外れているということを見聞きすることが多くあります。そういったことも含めて、障害者雇用率だけの問題ではないという気がします。ですから、その辺りのことも含めてこの中に何か入れていただけたらありがたいと思います。

事務局：ご意見ありがとうございます。毎年、障害者の就職状況というものを取らせていただいております。その中には正規、非正規という項目も設けており、非正規が多いというところは存じてお

ります。ですから、そこについても今後、正規を伸ばしていくという観点はあると思っております。今回のこの計画について、どのように指標として入れるかというのはまた検討していかなければいけないと思いますが、ご意見として頂戴させていただきます。ありがとうございます。

大野部会長：いかがでしょうか。あまり意見をいってはいけない立場なのですが、地域共生社会という言葉はどうしても独り歩きしている部分があって、実態はどうなのかというところは、地域福祉を少しは勉強している人間ですが、なかなか雲をつかむ話というところがあり、それを重点項目にしなければならないという次期計画というのは大変だと思います。ですから、ここに至るまでの第1節に関していえば、1、2、3がしっかりしたうえで、じゃあ4をやろうという流れですね。そこはしっかりと見えるように構成していただければというのが個人的な願いです。例えば先ほど意見にもありましたように、権利擁護の推進というのは大前提にあつての地域共生社会であるということになってきます。地域共生社会からくだったというのはなかなか考えにくいため、ぜひその辺をご検討いただければと思います。

他にご意見はございませんか。よろしいでしょうか。では、これを基にしまして次回というところになっていくと思います。それでは、ご意見がないようでしたら議事は以上で終了となります。進行は事務局にお返ししたいと思います。

事務局：委員の皆様、長時間ありがとうございました。本日、委員の皆様より頂戴いたしましたご意見につきましては、今後、議長と相談のうえ、また事務局のほうで検討させていただき次回会議で報告させていただきたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。